

新型コロナウイルスの影響によりお困りの方へ

新型コロナウイルス対応緊急経済対策は《緊急支援フェーズ》《V字回復フェーズ》《経済社会基盤の強靱化》の3段階の支援策になっています。

現在は《緊急支援フェーズ》で、感染拡大防止に総力を注ぎながら雇用・企業・生活を守る支援を実施しています。そのため、収入が減った方にお金を給付(もらえる)や貸付(借りられる)公共料金などの猶予(延長)の支援があります。

個人の方へ

《緊急支援フェーズ》の支援

※(名称：窓口)

■借りられる

- ・生計を維持するために無利子、保証人不要で20万円まで借りられます。(緊急小口資金：社会福祉協議会)
- ・新型コロナによる失業で生活の維持が難しくなった世帯に最大で60万円借りられます。(総合支援資金：社会福祉協議会)

■もらえる

- ・失業や収入減で家賃が払えなくなった人の条件次第で家賃の一部がもらえます。(住居確保給付金：市町村)
- ・1人一律10万円もらえます。(特別定額給付金：総務省)

■支払いを遅らせる

- ・電気・ガス・水道などの公共料金、携帯電話やインターネット、所得税・住民税、国民健康保険料奨学金等は支払い期限を延長してもらえます。(窓口は各事業者、市町村)

事業主の方へ

■借りられる

- ・前年比5%以上の売り上げ減の方や信用保証付き融資の限度額の人にも資金繰りの融資が受けやすくなっています。(窓口は商工会議所・商工会)

■もらえる

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

- ・自粛などで売り上げが悪化した減収額を給付、中小企業200万円、個人事業主100万円(持続化給付金：経済産業省)
- ・仕事が減り従業員に休んでもらった場合、最大で1人一日8,330円が助成されます。(雇用調整助成金(コロナ特例)：ハローワーク)

■支払い猶予

- ・電気・ガス・水道などの公共料金、消費税や法人税など支払い期限を延長してもらえます。(窓口は各事業者)
- ・テナント料が支払えない方のために、貸し手にメリットを増やすことで賃料の猶予や減免がしやすい環境になっています。

その他多くの支援があります
新型コロナウイルス感染症に伴うおもな支援



感染拡大が収束した後、《V字回復フェーズ》として経済の回復ができるように全国民参加で観光・旅行・宿泊・飲食・イベント等を全力で支援するため様々な制度を検討しています。

その後、《経済社会基盤の強靱化》としてマスクや衣料品、製造部品等のサプライチェーンの強靱化のため、工場等の国内回帰等を進める予定です。また、デジタル社会の構築の加速を考えています。